

令和6年5月28日(火)から

図書館利用者カードとマイナンバーカード の連携が新しくなります！

**法改正(偽造カード使用防止)のため
マイナンバーカード連携登録手続きが新しくなります**



図書館利用者カードとマイナンバーカード連携の手続きに必要なもの

- ・図書館利用者カード
- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの暗証番号

※初回のみ

- ・利用者証明用電子証明書の番号(4桁)
- ・必要に応じ、券面事項入力補助の番号(4桁)

【備考】

- ・マイキープラットフォームに利用者本人の生年月日が登録されます。
- ・利用者自身による事前のマイキーID発行は不要になりました。

新しい仕組みでは、マイキーIDが未発行の場合、自動発行されます。

マイキーID発行済みの場合、そのマイキーIDはそのままご使用できます。

※マイキープラットフォームとは、図書館利用者カードの番号等とマイナンバーカードの「マイキーID」を紐づけ、マイナンバーカード1枚でさまざまなサービスを利用できるようにするシステムです。

※マイキーIDとは、マイナンバーカードに搭載されたICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用して、本人が任意で作成するIDです。

【お知らせ】

- ・**令和6年5月27日(月)以前**に図書館利用者カードとマイナンバーカード連携をした人も、再度、新しい仕組みでの連携手続きが必要です。
お手数をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。